

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外1962名
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第44準備書面関係)

2018年(平成30年)1月12日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、次のとおり証拠説明をします。

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
422	「大飯発電所基準地震動策定における問題点—地盤構造モデルについて—」	原 2018/1/8	赤松純平元京大助教授	<p>丙 28 の他、被告関電が提出し平成 29 年 11 月 1 日弁論期日で取調べられた以下の証拠をも検討批判した意見書。</p> <p>丙 178 「大飯発電所発電用原子炉設置許可申請書（3、4 号炉完本）」（平成 29 年 5 月作成）の添付資料六「変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明」</p> <p>丙 179 「大飯発電所地震動評価について（平成 28 年 2 月 19 日）」</p> <p>丙 196 「大飯発電所の地盤モデルの評価について（平成 26 年 3 月 5 日）」</p> <p>被告関電が、地域特性について、必用で可能な調査を懈怠していること、調査データを地震動が小さくなるよう歪めて評価していることなどを明らかにしている</p>
423	意見書	写 2017.11.30	芦田襄京大名誉教授	<p>被告関電の反射断面図の評価が誤りであること、被告関電が 2 次元探査しか行っていないことは問題で 3 次元探査を行なうべきこと、反射法自身探査のデータが開示されていないことが問題であること等</p>
424	原子力発電所問題についての意見書	写 2017/9/30	石井吉徳東大名誉教授	<p>被告関電が二次元探査しか行っていないことは問題で、3 次元探査を行なうべきこと、反射法自身探査のデータが開示されていないことが問題であること、脱原発を目指すべきこと等</p>
425	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（抄本）	写 2013/6/19	原子力規制委員会	<p>地盤調査は三次元構造を明らかにすべきことを定めていること等</p>

甲号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
426	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド (抄本)	2013/6/19	原子力規制委員会	同上

以上